

第38回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

株式会社山田債権回収管理総合事務所

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.yamada-servicer.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 3 社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社山田資産コンサル
ワイエスインベストメント株式会社
株式会社山田知財再生 |

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ・主要な非連結子会社の名称 | 行政書士法人山田合同事務所 |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|--------------------|---|
| ・持分法を適用しない非連結子会社の数 | 1 社 |
| ・主要な会社等の名称 | 行政書士法人山田合同事務所 |
| ・持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

・連結の範囲の変更

- | |
|---|
| 当連結会計年度より、山田事業承継・M&A株式会社の当社役員である取締役が同社の取締役会の過半数に満たないこととなったため、連結の範囲より除外しております。 |
|---|

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、為替相場による円換算額を付しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産 定率法
を除く）

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によつております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～47年

□. 投資不動産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～47年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権に関しては平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

測量業務の受注契約に係る収益の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

捲部分について成果の確実

性が認められる契約

□. その他の契約

工事完成基準

⑤ その他連絡計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

□. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

平成34年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度における「保険配当金」は、3,422千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	255,604千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	41,660千円
(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約	
当社は、サービスサー業務に関して行う債権の買取資金及び株式・出資金等に対する投資資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額の総額	2,400,000千円
借入実行額	一千円
差引額	2,400,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,268,000株	ー株	ー株	4,268,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,319株	48株	ー株	8,367株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り48株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成30年3月29日開催の第37回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 42,596千円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 平成29年12月31日
- ・効力発生日 平成30年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成31年3月28日開催の第38回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 42,596千円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 平成30年12月31日
- ・効力発生日 平成31年3月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び受託ならびに当該買取債権及び受託債権の管理回収に関する業務を行っております。これらの業務を行うため、必要な資金については銀行借入により調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

特定金銭債権は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式と事業再生等の組合出資金であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び実質価額の変動リスクに晒されております。

買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に特定金銭債権の買取に係る資金調達であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先及び顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の売上債権管理規程に従い、取引先及び顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（不動産市況や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

組合出資金については、不動産市況や出資先の業績の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次データに基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,310,602	1,310,602	—
② 売掛金	119,130	119,130	—
③ 買取債権	1,879,363		
貸倒引当金（※）	△741,249		
	1,138,113	1,138,113	—
④ 未収入金	135,405	135,405	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	143,705	143,705	—
⑥ 差入保証金・敷金	150,715	151,060	345
資産計	2,997,674	2,998,019	345
① 買掛金	3,781	3,781	—
② リース債務	31,698	32,006	307
③ 未払法人税等	9,283	9,283	—
④ 預り金	28,863	28,863	—
⑤ リース債務（固定負債）	39,393	39,677	284
⑥ 預り保証金	17,589	15,266	△2,322
負債計	130,610	128,879	△1,730

（※）買取債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 売掛金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ③ 買取債権

将来キャッシュ・フローの見積り及び担保による保全状況に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- ⑤ 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。
- ⑥ 差入保証金・敷金
これらの時価については、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- ① 買掛金、③ 未払法人税等、④ 預り金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② リース債務、⑤ リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑥ 預り保証金
これらの時価については、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（※）	24,043
組合出資金（※）	218,838

(※) 非上場株式及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 632円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 40円33銭 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - ・時価のないもの

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

- ・販売用不動産
- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、為替相場による円換算額を付しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～47年

- ・投資不動産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～47年

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、担保処分等により回収が見込まれる債権に関しては個別に回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を計上し、それ以外の債権に関しては平均見積回収期間における回収可能性を勘案した上で回収不能見込額を見積り、購入債権（バルク）単位で集合的に引当計上しております。また、回収が見込めない個別の事象が発生した債権については、その全額を回収不能見込額として引当計上しております。

- ・賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

- ・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、計上しております。

- ・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度未支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

測量業務の受注契約に係る収益の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
について成果の確実性が認められる契約
- ・その他の契約 工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	253,413千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	41,660千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	145,855千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	157千円
(5) 関係会社に対する長期金銭債務	6,203千円
(6) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約	

当社は、サービス業務に関して行う債権の買取資金及び株式・出資金等に対する投資資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,400,000千円
借入実行額	一千円
差引額	2,400,000千円

(7) 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務の総額	908千円
--------------------------------	-------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	1,120,640千円
営業外取引	13,520千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,319株	48株	一株	8,367株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り48株による增加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金繰入限度超過額	226,985千円
税務上の繰越欠損金	130,300千円
未払事業税	1,735千円
賞与引当金否認	4,892千円
退職給付引当金否認	5,090千円
減損損失否認	453千円
その他	1,987千円
繰延税金資産（流動）小計	<u>371,446千円</u>
評価性引当額	<u>△356,974千円</u>
繰延税金資産（流動）合計	<u>14,471千円</u>
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金否認	180,186千円
退職給付引当金否認	61,887千円
減損損失否認	35,861千円
投資有価証券評価損否認	8,541千円
資産除去債務	3,583千円
その他	2,136千円
繰延税金資産（固定）小計	<u>292,195千円</u>
評価性引当額	<u>△292,195千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>－千円</u>
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△29,468千円
資産除去債務対応資産	△831千円
繰延税金負債（固定）合計	<u>△30,300千円</u>
繰延税金負債（固定）の純額	<u>△30,300千円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度においては、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	89,696千円
1年超	31,590千円
合計	121,287千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	司法書士法人 山田合同事務所	—	役員の兼任	労働者派遣業務 (注)(1)	916,898	売掛金	83,546
				出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替(注)(2)	290,839	立替金 未払金	20,851 157
親会社	土地家屋調査士法人 山田合同事務所	—	役員の兼任	労働者派遣業務 (注)(1)	144,731	売掛金	12,703
				出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替(注)(2)	79,726	立替金	8,320

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。
- (2) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(2) 兄弟会社等

㈱山田エスクローレンジについても、「(3)役員及び個人主要株主等」に記載しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水紀代志 (注) 1.	(被所有) 直接0.1	当社取締役	不動産転貸によ る預り保証金の 返還 (注) 3. (2)	31,080	預り保証金	—
役員が実質 的に支配し ている会社 等	アンカー税 理士法人 (注) 2.	—	役員の 兼任	不動産転貸によ る預り保証金の 返還 (注) 3. (2)	13,631	預り保証金	—
役員が実質的 に支配してい る会社等	㈱山田エス クローレンジ	—(注)3.(1)	役員の兼任	労働者派遣業務 (注) 3. (3) 出向者に係る人 件費及び経費等 ならびに派遣労 働者に係る経費 等の立替(注) 3. (4)	178,574 61,149	売掛金 立替金	15,590 1,969

- (注) 1. 清水紀代志氏は平成30年3月29日をもって、当社取締役を退任しており、上記内容は当事業年度の在任期間に係るものであります。
2. 当社監査役早勢要氏が議決権の60%を直接所有しており、代表権を有する会社であります。なお、早勢要氏は平成30年3月29日をもって、当社監査役を退任しており、上記内容は当事業年度の在任期間に係るものであります。
3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- (1) 当社代表取締役山田晃久氏が、議決権の100%を直接所有しております。
- (2) 不動産転貸による預り保証金は、当社が賃貸人に対して差入れた保証金に基づき、転貸しているフロア面積比に応じて決定しております。
- (3) 労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。
- (4) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	558円78銭
(2) 1株当たり当期純損失	40円58銭

9. その他の注記

(退職給付に関する注記)

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

- (2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	219,027千円
② 退職給付引当金	219,027千円

- (3) 退職給付費用の内訳

① 勤務費用	43,772千円
② 退職給付費用合計	43,772千円

- (4) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は13,463千円であります。